

市長の権限はいかにあるべきか

大庭 康一

〔質疑〕政治・行政は与えるもの、住民は与えられるもの、与えられるものは文句を言うなどという住民を束ねる手法は崩壊し、今後の地方自治体運営は「唯我独尊」「自画自賛」「独断専行」を排し、市長が、職員のリダーシップを発揮し、市民ともども、住みよいまちづくりのための施策実現

のため委ねられた権限をいかに行使するかという、市長の手腕が問われると思うのだが。その認識について伺いたい。また、従来の行政手法に対して権限者としての市長自らの意識改革についても伺いたい。

〔答弁〕市長の権限が強大かどうかは別としても、市民から選ばれた市政のかじ取り役として、就任約2年となる。権限というよりも、いかに市民が幸せになるかという責任の重大さを認識し、市政を担っている。権限については、特に意識したことはないが、責任の重さは日々ひしひしと感じている。権限は誇示したり振りかざしたりするものではなく、市民の幸せのための責任の行使だと考えている。

行政手法に対する意識改革については、議員を初めとして、市民の方々からの施策についての提言、批判等については真摯に意見として受け入れ、それぞれの部署に指示をしている。その際、職員に対しては、過去の行政経験、固定概念などを優先するのではなく、まずはノーからではなくイエスから入り検討するように指示をしている。政治手法については、それぞれの思い、考えがあること



であり、疑問を呈したり、批判をする方はおられると思うが、できるだけそのような疑問、誤解などを少なくし、共通理解を持っていただくため、情報公開、情報発信に心がけて市政に反映させていきたいと考えている。

発達障害者支援法の取り組みについて

林 茂

〔質疑〕平成17年4月1日から法律が施行された。発達障害者支援法は発達障害を定義し、支援の必要性を明らかにするものであり、支援システムを実現させるための根拠が明確となり、具体的な支援システムを構築していく上で極めて大事な意義があると考える。

この法律の施行は、発達障害に対する社会的な理解の向上や発達障害を持つ本人及び家族に対する支援体制の整備につながるものとして、大いに期待するものである。1、発達障害者の支援のビジョンについて伺いたい。2、関係部局の連携による適切な支援体制の整備について

て伺いたい。3、発達障害者の早期発見と早期療育について伺いたい。4、教職員の研修について伺いたい。〔答弁〕発達障害者の支援のビジョンについては、昨年4月に施行された同法は、市民にもまだ、なじみがなく、認知度が低いのが実態ではないかと思っっている。発達障害やその家族に対するこまめな対応するには、県、市町村、医療機関、教育機関の連携が不可欠であり、

本市では現在、そのような支援体制をとっている。なお、今後の課題として、専門知識を持った職員の養成にも一層配慮してまいりたいと考えている。関係部局の連携については、これまでも医療、福祉、保健、教育、労働に関する部署で連携をし、適切な支援をするために職員間の情報交換などを行っている。発達障害の早期発見については、乳幼児健康診査で発達

の障害が疑われる児童については、宮城県中央地域子どもセンターでの精神発達精密健康診査や、仙南保健福祉事務所での心身障害児支援発達事業による相談を利用し、早期診断を図っておるところである。教員の研修については、教職員の障害教育に関する理解、資質の向上を図ることが急務であると考えており、どの学校においても、どの教職員も担い手になるという意識を育てているところである。